

混沌とした中から

個人情報について（3）

次に第二十一条と二十二条で、従業員や取扱を委託した場合の委託先についての監督の義務が規定されています。情報の処理についてその業務を委託することは可能ですが、その場合にも責任は情報を取得した事業者側にあるということになります。

第二十三条では第三者への提供が制限されています。この第二十三条が問題で、第三者とは個人情報を持つものと、その個人情報を適正な方法で取得した個人情報取扱事業者以外のものであり、会社の場合でいえば個人情報を入手するときに相手に対して明示した会社となり、完全子会社であっても一般的に同一、同体の会社とみなすことが出来ない場合は第三者となるということになります。これまでは代理店などとの間で顧客情報の相互利用、活用が行われてきましたが、この法律によってこれまでのような利用は安易に行うことが出来なくなったということになります。もちろん第三者への提供がすべて禁止されているわけではなく、生命、身体または財産の保護のために必要な場合や公衆衛生の向上、児童の健全な育成のためなどであれば提供が可能ですがその場合も本人の同意を得ることが困難な場合となっています。また、事業者であれば、第三者への情報提供を目的として（もちろん本人に確認して）情報を取得した場合や、情報提供する項目や方法を容易に知りえる状態にした場合であれば問題ありませんが、どちらにしても本人が知らないうちに利用することが出来ないということになっています。ではどうするのかといえば、例えば展示会で個人データを収集するのであれば、きちんと事業社名を（必要に応じて代理店名を併記して）掲示し、受付には名刺等による個人情報の入手目的と利用方法を明示して、さらに聞かれた場合には明確な回答ができるようにする必要があります。ただ法律上は、本人の求めによって第三者への提供を停止することが求められているだけで、提供自体を禁止しているわけではないのですが、求めがあった場合には対処しなければならないので、情報を入手する場合にはきちんと内容を明示しておくは必要な対処方法ということが出来ます。

第二十四条から二十七条は保有する個人情報についての規定です。保有している個人情報の利用目的や情報の内容の開示はもちろん、事実でないという理由による訂正について本人から要求があった場合は対処しなければなりません。また、入手する場合や保管に対して法律違反があった場合は削除（法律上は利用の停止）に応じる必要（入手方法などに問題なければ削除に応じる必要はない）もあります。第二十八条から三十条は開示や訂正の方法についてで、手数料を徴収することも出来ることになっています。

第三十一条は苦情の処理についてですが、体制を整備し、迅速に対処できるよう勤めるとなっているだけです。また、第三十二条から三十六条では主務大臣についてで、個人情報を保護するための助言、勧告、命令などの大臣として行使できる権限と、表現の自由などを妨げないなどの制限が規定されています。

第三十七条から四十九条は第二節で、個人情報を保護することを目的とする民間法人についてで、苦情の処理や適正な取扱の確保など個人情報の適正な取扱を確保することを業務とする法人で、自社で管理運用が出来ない場合にアウトソーシングすることが可能で、その場合の事業者は主務大臣の認定を受けなければならないとなっています。

第五十条からが雑則で適用除外の規定などがあります。

（次回へ続く）

(今週の情報誌から)

○日経パソコン 4月25日号

特集 さらば!迷惑メール

→詐欺メールやアダルトサイトの勧誘メールなど迷惑メールが氾濫している。間違えて返信してしまうと大変なことに。1つのPCから出される迷惑メールならプロバイダ側で防御できているが、セキュリティホールを使って他人のPCに侵入してメールを出すことが出来るようになってメールの増加となっている。対策を採らなければ大変なことになる。

○日経バイト 5月号

特集 ポストオブジェクト指向

→オブジェクト指向が登場して20年、ようやく開発現場に定着してきたが課題も見えてきた。キーワードは「疎」。オブジェクト指向は手続きとデータをひとまとまりにして部品化する方法だが、それぞれのオブジェクトの相互間の依存が強いというところがある。それに対して部品同士の依存性を減らそうとするのが「疎」である。

○日経システム構築 5月号

特集 フィッシングを許さないサイト強化術

→銀行やクレジットカード会社、ECサイトなどを装ったサイトやメールなどを使うフィッシング。それ以外にもWindows Updateサイトを装ったものも登場して一般サイトも他人事ではない。安易にメールアドレスを書き込まない防御も必要だが、本物とすぐにわかるようにサイト側での強化策も必要とされている。

○ASCII 5月号

特集 進化する検索エンジンの世界

→インターネットの必需品「検索エンジン」。今はGoogleとYahooが二大となっているが日々進化している。サイト内検索となれば「namazu」も多く使われているが世界的には「Fast Search」が強い。さてこれかの検索はどうなっていくのか。

○N+I NETWORK Guide 6月号

特集 CMSツールによる企業Web改革

→企業ポータルサイトはどちらかといえば一方的に情報発信するだけではない。新しいコミュニケーションサイトを作るツールとしてCMSツールが注目されている。CMSはホームページを作るツールではなくコンテンツを管理するツールで、特定のツールをさすものではなくサイト構築や更新作業の負荷を提言するツールの総称である。CMSではコンテンツとテンプレートが分離され、コンテンツを更新することによってWebの内容が更新されることになる。テンプレートはページのデザインやメニューなど、すべてのページで表示される共通分を抜き出したもので、コンテンツは表示する個々の内容となる。分離することによってコンテンツを変更するときに全体のデザインを気にする必要がなくなる。

○NETWORK WORLD 6月号

特集 ついに完成！トラブルシューティングのフローチャート
→トラブルが発生したときに迅速な対応が可能になるマニュアル。トラブルシューティングのフローチャートの特集。フローチャートとともに実際の画面とケーススタディを掲載。参考にして使いやすくマニュアル化が出来ないか。